〔別紙１〕

随意契約理由書

神戸市

件　　名	東クリーンセンター排水処理設備塩酸系統補修
契 約 業 者 名	株式会社西原ネオ
随意契約の理由	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に該当

随意契約の相手方を選定した理由

東クリーンセンターは神戸市内で収集された可燃ごみを24時間連続で焼却処理する施設である。排水処理設備は場内で発生した汚水を排除基準値に適合するように処理する設備である。

塩酸は原液を原液タンクで荷受け・貯蔵した後、塩酸希釈タンクへ移送されるとともに工水で既定の濃度に希釈され、反応槽及び中和槽へPH調整のため注入される。

本業務は塩酸原液タンク及び希釈タンクの更新並びに付属配管の補修を行うものであり、試運転調整に必要となる技術的知見、部品の製作や交換に必要な図面等は製造元である業者しか知り得ないため、他者では本業務を履行することができない。

以上の理由から、上記相手方を契約の相手方として随意契約を行うものである。

担当部署 **（問合せ先）**	環境局東クリーンセンター　　（℡０７８－４５２－４１００）